

五分律云、嚼已、應洗棄之、以恐蟲食死故、又三千威儀云、用楊枝有五事、一斷當如度、二破當如法、三嚼頭不得過三分、四梳齒當中三齒、五當汁澡、自用刮舌、有五事、一不得過三反、二舌上血出當止、三不得大振手、汚僧伽梨若足、四棄楊枝莫當人道、五當著屏處、

〔南海寄歸內法傳〕八朝嚼齒木

每日早旦須嚼齒木、○中亦既用罷、即可俱洗棄之屏處、凡棄齒木、若口中吐水、及以洩唾、皆須彈指

經、三或時警效過兩、如不爾者棄、便有罪、

〔嬉遊笑覽二中服飾〕世につかひたる楊枝は、折て捨べし、若をらで打遣る時は、恠ありともいひ、又楊枝がくれなど、みな女童べのいふこと也、按るに似せ物語寛永の男けいせい草子に知音して、即時もはなれず有わたるに、いたづらものになりぬべければ、終に知音はなるべしとて、この男いかにせん、吾かのさまよせ給へと、佛神にも申けれど、いやまさりてよせざりつ、なほわりなくいとすげなうあひしらひければ、御楊枝かるたなどつ、みかきつけて、もはやかはじといふせいもんとをたて、なむあひける云々と有、そのことわきまへがたけれど、これをもて誓に立る遊里のならひありしと見ゆ、されば楊枝に靈あるやうにいふこと、久しき俗傳と見ゆ、その原は上に引る寄歸傳の文に、やうじは人氣なき處に棄るに、シツキ歎つまはじきなど種々の法あり、然せざれば、罪ありといへる事を附會していひ出し事と知らる、世話盡明曆二戀部に、○中片見楊枝とあれば、事件の物語のかるた楊枝は、かたみとして贈り、重ねて逢まじき意にて、楊枝に靈あるのよしにあらし、

〔永代重寶記〕食物の作法

一楊枝をつかふ事、さきをみじかく持て、口に手をかざすごとくにして、脇へむきてつかひ、はな紙を取出し、口を拭ひ、楊枝をふところへ入るなり、